

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！

J R 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
N T T 054-284-3608
F A X 054-284-6365
発行責任者 植松 昌彦
2016年7月27日 No. 3

お客様ご案内用タブレットについて

労働組合として確認すべき事項を申し入れ！

地本情報No.2で明らかにしたように、お客様ご案内用タブレットの導入において、使用する社員が不安なく使用できるようにしなければなりません。それがお客様のためにもなります。

また、IT機器に不慣れた社員がいることも考慮した教育や習熟期間が必要です。「教育」をやった。という事実をもって、後は社員の責任とさせないようにしなければなりません。

東海労は、右記の内容を7月27日付けで会社に申し入れました。

《申し入れ内容》

お客様ご案内用のタブレット端末の導入について

会社は、7月20日「お客様ご案内用のタブレット端末の導入について」ホームページ上で発表しました。その内容は「お客様ご案内用のタブレット端末を駅および一部の列車に導入し、タブレット端末に通訳・翻訳機能を備えることにより、外国人のお客様対応について充実させるほか、インターネットの活用によるご案内など、一層のサービスの向上を図る」としている。この間東海労は、駅における案内業務を行っている職場に、接客に使用できる端末（パソコン、タブレット等）を設置することを申し入れてきた。しかし、会社はJ R 東海労に説明することなく一方的に今回の案内用タブレット端末導入を発表した。これは、労働組合軽視である。よって、以下のとおり申し入れるので直ちに協議の場を持って説明すること。

1. 「お客様ご案内用のタブレット端末」のその使用目的、仕様（利用可能なアプリケーション）等、詳細について説明すること。
2. 静岡支社管内の職場毎の設置台数を明らかにすること。
3. 導入までに職場で周知徹底し、十分な教育を行うこと。
4. タブレット端末の管理、メンテナンス、故障時の修理について説明すること。
5. 今後の設置計画を明らかにし、職場からの要求があれば増設すること。
6. 使用者の対応記録や検索データは、社員の評価のために使用しないこと。

誠意ある回答をすること！！